

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月2日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団条例第6号

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)			(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>18</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>16.1</u> 円
	使用料金	1立方メートル当たり <u>8</u> 円		使用料金	1立方メートル当たり <u>7.1</u> 円
	特定料金	1立方メートル当たり <u>25.1</u> 円		特定料金	1立方メートル当たり <u>22.5</u> 円
	超過料金	1立方メートル当たり <u>52</u> 円		超過料金	1立方メートル当たり <u>46.4</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
3 (略)			3 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>23.4</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本料金	1立方メートル当たり <u>21</u> 円
	特定料金	1立方メートル当たり <u>25.1</u> 円		特定料金	1立方メートル当たり <u>22.5</u> 円
	超過料金	1立方メートル当たり <u>46.8</u> 円		超過料金	1立方メートル当たり <u>42</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
4 (略)			4 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本使用料金	1日当たり <u>4,850</u> 円	太田川東部 工業用水道 (第一期水道)	基本使用料金	1日当たり <u>4,350</u> 円
	使用料金	1立方メートル当たり <u>11.2</u> 円		使用料金	1立方メートル当たり <u>10</u> 円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		
5 (略)			5 (略)		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。